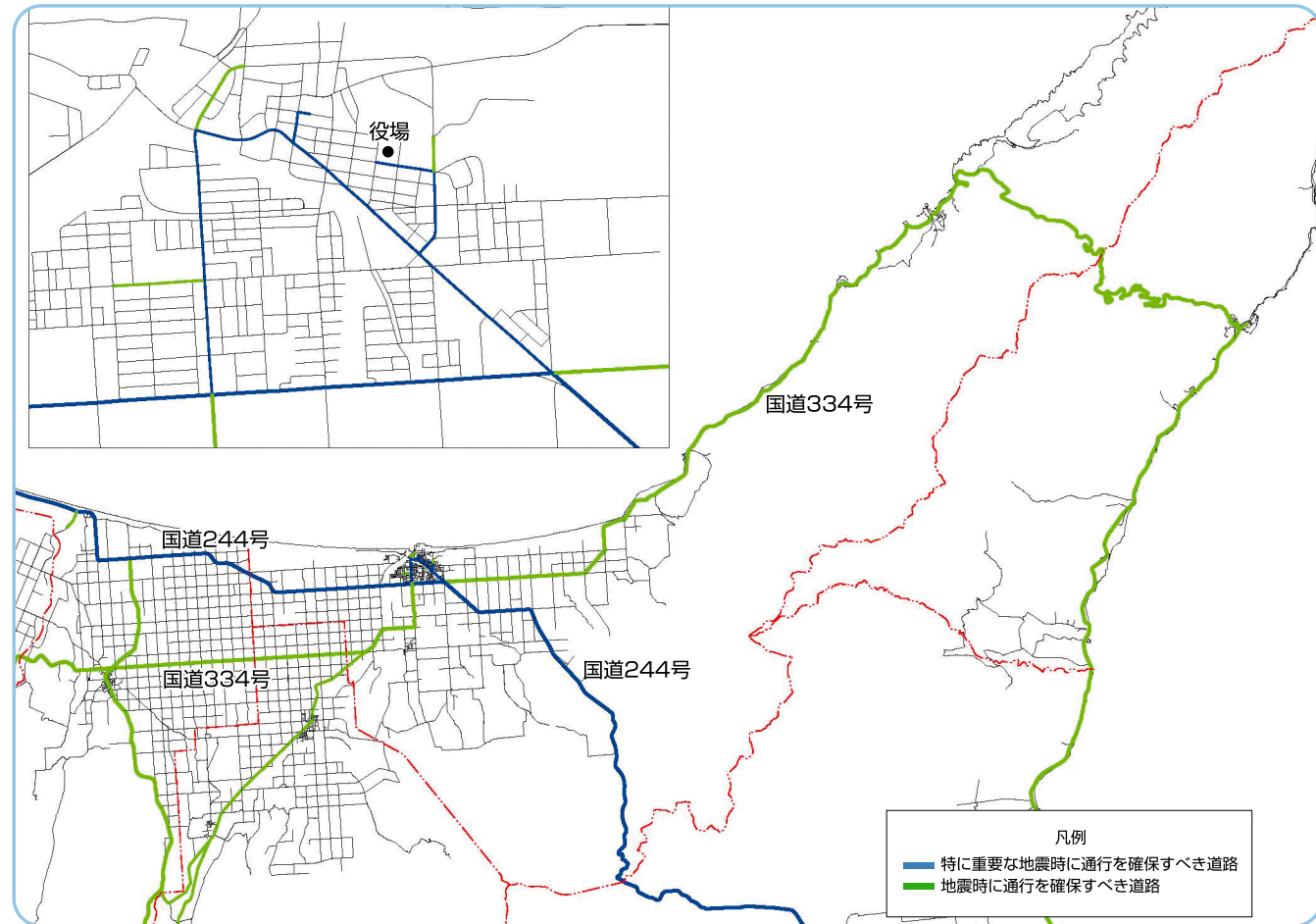


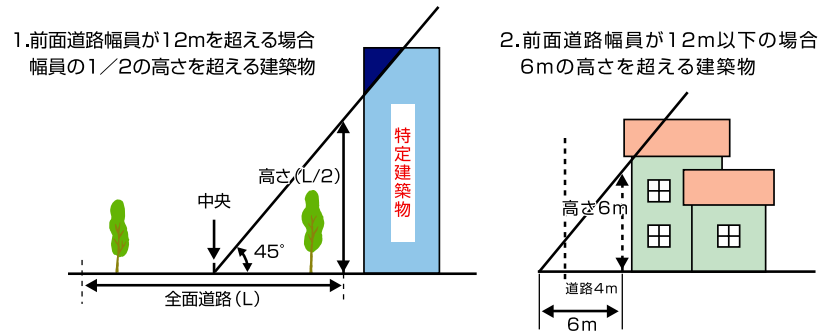
地震時に通行を確保すべき道路

(緊急輸送道路)

地震発生直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、下図のとおり緊急輸送道路が指定されています。円滑な避難、救急、消火活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、北海道より指定を受けているものです。斜里町においては、主に国道244号、334号及び役場、警察署、市場など災害時にも重要な機能を担う施設へ至る道路が指定を受けています。



緊急輸送道路沿道の建築物で、右図のような前面道路幅員に対し一定の高さを有するもので、道路を閉塞させるおそれのある昭和56年5月以前の建物は、耐震化が図られるよう求められており、耐震診断、耐震改修の費用について国の補助制度があります。



お問い合わせ

斜里町役場 建設部建設課建設係

Tel:0152-23-3131 Fax:0152-23-4150

●ホームページ <http://www.town.shari.hokkaido.jp>

あなたがお住まいの住宅は、だいじょうぶですか？

地震に備えた まちづくりの ために

地震が発生したときの住宅被害は、地域の「震度」と住宅の「強度(耐震性能)」によって異なります。あらかじめ、あなたの住んでいる地域に想定される地震や、その地震が発生したときに推計される被害状況を知っておくことは、とても大切なことです。いつ起こるかもしれない大規模地震に備え、住まいの安全性を確認しておきましょう。

斜里町

全国どこでも起こりうる直下型地震が 斜里町で発生した場合の建物倒壊率（推計）

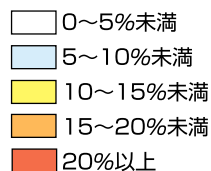
直下型地震が発生した場合、斜里町全域では1317棟が全壊、2263棟が半壊する恐れがあると推計されています。

直下型地震による被害棟数と被害率

番号	字名	全壊棟数	全壊率	半壊棟数	半壊率
1	港西町	33	27.3%	40	33.1%
2	前浜町	7	9.7%	12	16.7%
3	港町	84	25.6%	101	30.8%
4	本町	185	26.4%	224	32.0%
5	朝日町	106	20.3%	157	30.1%
6	西町	14	15.9%	22	25.0%
7	新光町	31	8.9%	102	29.3%
8	文光町	196	22.3%	278	31.6%
9	青葉町	63	6.6%	215	22.5%
10	光陽町	44	7.0%	145	23.1%
11	字大栄	24	11.4%	46	21.8%
12	字美咲	48	17.8%	60	22.3%
13	字川上	44	12.2%	70	19.3%
14	字中斜里	63	14.9%	121	28.5%
15	字豊倉	23	6.1%	72	19.2%
16	字以久科北	52	18.1%	66	23.0%
17	字以久科南	49	19.5%	61	24.2%
18	字朱円西	24	15.6%	32	20.8%
19	字朱円	38	24.8%	40	25.9%
20	字朱円東	31	25.6%	33	27.7%
21	字峰浜	31	16.9%	52	28.2%
22	字越川	28	16.9%	44	26.3%
23	字富士	3	4.5%	10	15.3%
24	字三井	30	14.6%	43	21.1%
25	字豊里	1	4.2%	1	2.5%
26	字来運	10	7.5%	27	20.4%
27	字日の出	6	7.0%	21	24.1%
28	字真鯉	2	13.3%	4	28.0%
29	ウト口東	14	6.8%	44	21.3%
30	ウト口高原	6	9.1%	17	25.3%
31	ウト口西	18	7.9%	56	24.8%
32	ウト口中島	1	3.1%	4	14.1%
33	ウト口香川	6	2.1%	33	11.2%
34	大字遠音別村	2	4.8%	10	23.8%

各区域毎の住宅・建築物の総数に対する被害棟数及び被害率

合計	1,317	14.6%	2,263	25.2%
----	-------	-------	-------	-------



斜里町で想定される3種類の地震と平均震度

想定される地震	根室沖・釧路沖地震	標津断層帯地震	直下型の地震
平均震度	4.81	5.86	6.12



わが家の耐震性の確認

国内における過去の大規模地震による建物の被害調査結果から、昭和56年6月以降の新耐震基準による建物は、比較的被害が少なかったことが明らかになっております。新耐震基準以前の昭和56年5月以前の建物は、耐震性の確認をすることで、安心して長く住み続けられる住宅かどうかわかります。



耐震診断は、専門的知識が無くても、自己診断ができる「誰でもできるわが家の耐震診断」のパンフレットや北海道オホーツク総合振興局で実施している無料の耐震診断を利用する事により、耐震性の確認ができます。無料の耐震診断には、図面が必要となります。

北海道オホーツク総合振興局の診断結果により耐震性能に疑いがある場合は、(社)北海道建築設計事務所協会や北海道に登録されている耐震診断技術者に相談される事をおすすめします。(有料の場合があります)

役場では、「誰でもできるわが家の耐震診断」パンフレットの配布や北海道オホーツク総合振興局で行っている無料の耐震診断の申込書を置いております。また、耐震診断技術者の情報提供も行っております。

斜里町は、町内に、お住まいの方で、木造住宅の耐震改修工事を実施される場合、改修工事費の一部を補助しております。パンフレット裏面の問い合わせ先まで、ご連絡ください。

斜里町の住宅耐震改修補助制度の概要

対象住宅……………昭和56年5月以前の建物で、耐震診断技術者の行った診断の結果倒壊する可能性のあるもの
補助額……………住宅耐震改修補助要綱による(上限30万円)

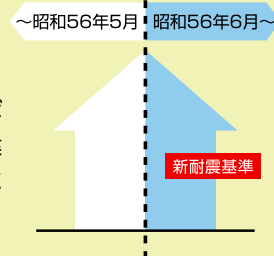
耐震改修促進税制

固定資産税の減額や所得税の控除の制度がありますので詳しくは、固定資産税は町税務課へ、所得税は税務署までお問い合わせください。

あなたの住宅の耐震性は？

新耐震基準について

現在の耐震基準は、昭和56年6月より適用されており、それまでのものと区別するために「新耐震基準」と呼ばれています。現在、すべての建物はこの基準に沿って建てられています。昭和56年5月以前に建てられた住宅にお住まいの方は、耐震性の安全確認を行ってください。



新耐震基準の目的について

「新耐震基準」の目的は、中程度(震度5程度)の地震の際には「建物が壊れない」ようにすること、強い地震(震度6程度)の際には「建物の倒壊を防ぎ、中にいる人の安全を確保できる」ようにすることです。

建物の耐震性の診断基準は

保有耐力	1.5以上	倒壊しない
必要耐力	1.0以上	一応倒壊しない

※保有耐力:その建物が持っている耐力
必要耐力:その建物に求められる耐力

